

事務連絡  
令和7年2月20日

別記 関係団体 御中

厚生労働省健康・生活局健康課保健指導室  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

特定健康診査機関・特定保健指導機関データベースの当面の運用について

特定健康診査・特定保健指導の実施につきましては、平素より御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存などに関する基準（平成25年厚生労働省告示第93号）」において、特定健康診査機関及び特定保健指導機関（以下「実施機関」という。）は、その運営についての重要事項として規程を定め、当該規定の概要を特定健康診査・特定保健指導の受診者等が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知することとされています。

この周知については、実施機関のホームページに掲載するほか、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」に掲載されている「特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース」（<https://www.kikan-db.mhlw.go.jp>）に掲載することにより行うことが可能となっておりますが、今般、当該データベースの検索システムにセキュリティ上の不具合が発覚し、改修する必要が生じていることから、令和7年2月現在、閉鎖しており、公開時期は未定となっております。

つきましては、引き続き重要事項に関する規程の概要を特定健康診査機関・特定保健指導機関データベースでの公開を希望する実施機関については、当面の間、別紙の代替措置を講じることとしましたのでご承知おきいただくとともに、貴管下関係団体又は市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

以上

担当者

厚生労働省健康・生活衛生局健康課保健指導室

担当：右田・武川

電話番号：03-5253-1111（内線 8937/2336）

メールアドレス：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp



団体名
<b>保険者及びその中央団体</b>
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
<b>都道府県</b>
都道府県国民健康保険主管課
<b>健診・保健指導実施機関等</b>
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
<b>その他関係団体</b>
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業

## 代替措置による掲載手続について

ホームページを保有していない等の理由から、引き続き、重要事項に関する規程の概要を特定健康診査機関・特定保健指導機関データベースでの代替措置による公開を希望する実施機関の方は、本掲載手続をさせていただく必要があります。

## 1. 代替措置の概要

特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース (<https://www.kikan-db.mhlw.go.jp/kenshin-db/>) に、代替措置として実施機関情報を PDF 形式にて掲載します。現時点では、都道府県ごとに一つの PDF ファイルにまとめて掲載することを予定しています。

## 2. 掲載手続の方法

- ① 添付の記入フォーマット (Excel) へ必要事項を記載してください。
  - (1) 記載いただくシートは下記のとおりです。
    1. 記入者情報：登録を希望する全実施機関 (必須)
    2. 健診機関情報：健診機関情報の登録を希望する実施機関
    3. 保健指導機関情報：保健指導機関情報の登録を希望する実施機関
    4. HP 掲載削除希望：今後、ご登録いただいた情報の掲載削除を希望する場合にご使用ください
  - (2) ファイル名を「健診・保健指導機関番号 (半角) + 都道府県名 (全角) + 市区町村名 (全角) + 実施機関名.xlsx」へ変更してください。  
(ファイル名の例) 1300000000 東京都千代田区厚生労働省.xlsx
- ※ スペース、ハイフン、アンダーバー等はいれないでください
- ※ 健診・保健指導機関番号がない場合は都道府県名以下を入力してください
- ② メール添付にて下記送付先アドレスへ送付してください。
- ③ 当省にて内容を確認後、PDF 形式に変換して掲載 (※) します。
- ④ 掲載内容に変更がある場合や掲載をとりやめたい場合等は、下記送付先アドレスへ修正内容を記載した記入フォーマット (Excel) を添付にてご提出ください。

※ 代替措置として掲載する特定健康診査・特定保健指導機関の情報は、記入フォーマット (Excel) の通りとなります。

※ 第3期特定健康診査・特定保健指導以前 (~2024年3月) に掲載されていた実施機関に関する情報は今後移管しないため、今回の代替措置による公開を希望する実施機関については、本掲載手続をさせていただく必要があります。

【送付先アドレス】 kikan-db@mhlw.go.jp

### 3. 掲載時期

記入フォーマット（Excel）は随時受け付けますが、代替措置による掲載または掲載内容の変更は概ね4か月ごとの更新を予定しており、現時点では下記スケジュールを想定しています。

※ 登録希望件数によっては、下記スケジュールが変更となる可能性があります。

初回掲載：3月10日までに当省到着分

令和7年5月掲載：4月末までに当省到着分

令和7年9月掲載：8月末までに当省到着分

令和8年1月掲載：12月末までに当省到着分

### 4. 代替措置による掲載場所

特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース：

<https://www.kikan-db.mhlw.go.jp/kenshin-db/>